

# 平成31年度

## 第1回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 平成31年4月8日(月)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

新館2階コスモスホール

### 出席委員

出席委員 9名 欠席委員 4名

議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	野間 保廣	○	11	市成 信正	×
2	野田 富好	○	7	北崎 安行	×	12	友延都茂子	○
3	河野 孝也	×	8	川野元憲司	○	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	×			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

### 農地利用最適化推進委員

岩永澄雄委員 進藤茂毅委員 板井伸博委員

### 事務局職員

4名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 黒田 敏信  
主 幹 伊藤 康輔  
香々地分室長 大力 雅昭

### 会議に付した事件

- 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について (農委処分)
- 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について (賃借権設定)
- 議案第4号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付 (案) について
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可処分の取り消しについて
- 議案第7号 下限面積 (別段の面積) の設定について

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農業用施設の届出について

開会 午前10時00分

局 長

皆さん、おはようございます。

(局長あいさつ)

それでは、第1回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 9 名、欠席委員 4 名で、過半数を超えております。

従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく申し上げます。

議 長

(会長あいさつ)

ただいまから、座って進行させていただきます。平成 31 年度第 1 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、10 番：河野善映委員及び 12 番：友延委員をお願いします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さん方のご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

次に、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

おはようございます。1 ページからになります。

申請番号 1 番、所在が■■■■字■■■■番地で、地目が田で、面積が 61 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■県■■■■市の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

続きまして、申請番号 2 番、所在が■■■■字■■■■番地外■■■■筆で、地目は畑で、合計面積が 852 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、それから受人が経営規模の拡大で売買するものです。

続きまして、申請番号 3 番、所在が■■■■字■■■■番地■■■■外■■■■筆で、地目は田及び畑で、合計面積が 511 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■

の さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、それから受人が経営規模の拡大で、渡人と受人は にあり贈与するものです。

続きまして、申請番号4番、所在が 字 番地 で、地目は畑で、面積が886㎡、渡人が の さん、受人が の さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、それから受人が経営規模の拡大で売買するものです。

それから、申請番号5番、所在が 字 番地で、地目は田で、面積が325㎡、渡人が の さん、受人が の さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、それから受人が経営規模の拡大で売買するものです。

続きまして、申請番号6番、所在が 字 番地 外 筆で、地目は田で、合計面積が8,065㎡、渡人が 市の さん、受人が の さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、それから受人が経営規模の拡大で売買するものでございます。

続きまして、申請番号7番、所在が 字 番地で、地目は田で、面積が2,174㎡、渡人が 市の さん、受人が の さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、それから受人が経営規模の拡大で売買するものでございます。

続きまして、申請番号8番、所在が 字 番地で、地目は田で、面積が1,270㎡、渡人が 県 市の さん、受人が の さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、それから受人が経営規模の拡大で、渡人と受人は にあり贈与するものでございます。

続きまして、申請番号9番、所在が 字 番地 外 筆で、地目は田及び畑で、合計面積が2,223㎡、受人が の さんです。

受人は前回の3月の第12回の総会で農地等の買受適格証明願の申請で買受適格者として承認され、その後、3月12日の市の不動産公売により、落札した物件を、今回申請されたということであります。申請としては単独申請となります。

以上の申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、これにご意見、ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

申請番号1番、所在は■■■■字■■■■番地■■で、地目が畑で、面積が1,221㎡で、申請地は市役所■■■■庁舎から■■へ約■■kmに位置する農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、■■■■の■■■■の■■■■を出て、市道■■■■線に約■■m入り、そこから■■折し■■へ入り、約■■m入った農地で、周囲は東、南及び北を■■に、西は■■を挟んで■■に接しております。農地区分としてはその他第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設であります。

転用者は■■■■に本社を置く太陽光発電による電力供給を行う会社で、今回、土地を取得し総面積1,221㎡に、太陽光パネル■■■■枚、施設面積■■■■㎡、総出力■■■■kwの太陽光発電施設として利用する計画で、利用計画図から転用面積は適正と判断されます。

整地等につきましては、現状のまま土を整地しますので土砂の流出等はありません。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付け、周囲にはネットフェンスを設置する計画であります。雨水排水については自然浸透の他、オーバーフローについては北及び西側に設置する自然浸透式の側溝へ放流する計画です。また、日照及び通風をさえぎる建築物はないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は■■■■円であり、すべて自己資金により賄う計画で、事業費に見合う金額の金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から平成31年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当いたします。

続きまして、申請番号2番です。所在は■■■■字■■■■番地■■で、地目が畑で、面積が1,006㎡で、申請地は市役所■■■■庁舎から■■へ約■■kmに位置する農地で、公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地で、■■■■の■■■■の■■■■を出て、市道■■■■線に約■■m入り、そこから■■折し■■へ約■■m入った農地で、周囲は東、南及び北を■■に、西は■■を挟んで■■に接しております。農地区分としてはその他第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設であります。

転用者は■■■■に本社を置く太陽光発電による電力供給を行う会社で、今回、土地を取得し総面積1,006㎡に、太陽光パネル■■■■枚、施設面積■■■■㎡、総出力■■■■kwの太陽光発電施設として利用する計画であります。利用計画図

から転用面積は適正と判断されます。

整地等につきましては、現状のまま土を整地しますので土砂等の流出はありません。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付け、周囲にはネットフェンスを設置する計画です。雨水排水については自然浸透の他、オーバーフローについては北及び西側に設置する自然浸透式の側溝へ放流する計画です。また、日照及び通風をさえぎる建築物はないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は 〇〇〇〇 円であり、すべて自己資金によりまかなう計画で、事業費に見合う金額の金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から平成 31 年 7 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) の (イ) で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

続きまして、申請番号 3 番、所在は 〇〇〇 字 〇〇〇 番地 〇 外 〇 筆で、地目が畑で、合計面積が 1,805 m<sup>2</sup> であります。申請地は市役所 〇〇 庁舎から 〇 へ約 〇 km に位置する農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、〇〇〇 の 〇〇〇 の 〇 側を出て、〇〇〇 線沿いで、〇〇〇 から市道 〇〇〇 線に約 〇 m 入り、そこから市道へ約 〇 km 入った農地で、周囲は北及び南を 〇 に、東を 〇 を挟んで 〇 に、西を 〇 に接しております。農地区分としてはその他第 2 種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設であります。

転用者は 〇〇〇 の個人で、今回土地を取得し、総面積 1,805 m<sup>2</sup> に太陽光パネル 〇 枚、施設面積 〇 m<sup>2</sup>、総出力 〇 kw の太陽光発電施設として利用する計画であります。利用計画図から転用面積は適正と判断されます。

整地等につきましては、現状のまま土を整地しますので土砂の流出等はありません。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付け、周囲にはネットフェンスを設置する計画です。雨水排水については自然浸透の他、オーバーフローについては東及び南側に設置する自然浸透式の側溝へ放流する計画です。また、日照及び通風をさえぎる建築物はないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は

	<p>要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。</p> <p>転用に要する費用は [REDACTED] 円であり、すべて自己資金により賄う計画で、事業費に見合う金額の融資に関する審査承認の結果票が添付されています。</p> <p>工事期間は、許可日から平成31年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。</p> <p>許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい。事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで申請番号1番、申請番号2番及び申請番号3番につきまして地元の農地利用最適化推進委員であります板井伸博推進委員より意見をいただきたいと思っております。</p>
板井伸博 推進委員	<p>はい。申請番号1、2、3につきまして、3月22日私と友延委員それと事務局の方と現地確認を行いました。その結果、今説明の通りです。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>はい。地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>はい、異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定について議案書の12ページ、農用地利用集積計画集積表にもとづいて説明いたします。なお、利用集積計画の案件には、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業に関するものも含まれておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p> <p>利用権設定の下から2行目小計の欄をご覧ください。利用権設定等の面積で、田が35,992㎡、畑が6,672㎡、合計面積が42,664㎡であります。利用権設定等をする農家数22戸、利用権設定等を受ける農家数が10戸であります。利用権等の種類別面積の賃貸借25,563㎡、使用貸借17,101㎡となっております。尚、詳細につきましては6ページから記載しておりますのでご一読をお願いいたします。以上でございます。</p>

議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>はい。異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい。議案第4号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。</p> <p>お手元に配布してあります別紙A3用紙の貸付調書についてですが、議案書の8ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しております。まず最初に、1ページ借受者が、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>氏に2件で合計面積が5,325㎡、2ページで<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>氏に1件で面積が507㎡、3ページで<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>氏に<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>地区6件で合計面積が4,520㎡、4ページで同じく<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>氏に<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>地区1件で面積が286㎡、5ページで<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>氏に3件で合計面積が1,985㎡です。6ページで<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>氏に4件で合計面積が3,132㎡の貸付が示されています。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第5号、非農地証明願についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい。議案第5号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。14ページからでございます。</p> <p>それでは、申請番号1番、所在が<span style="background-color: black; color: black;">          </span>字<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>番地、地目は畑、面積は639㎡で、申請人は<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんです。申請事由ですが、申請地は<span style="background-color: black; color: black;">          </span>年頃に<span style="background-color: black; color: black;">          </span>て、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>年ごろ取り壊した後雑種地となっています。今回、非農地の証明願を行い、現況のとおり地目変更を行うものです。地元推進委員の岩永委員と3月22日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるもの</p>

と考えられます。

続きまして、申請番号2番、所在が■■■■字■■■■番地外■■■■筆で、地目は田及び畑です。面積は4,796㎡で、申請人は■■■■の■■■■さんです。申請事由ですが、申請地は■■■■年頃に土地を取得したが、既に荒れた状態であり山林化していた。今回、非農地の証明願を行い、現況のとおり地目変更を行うものです。地元推進委員の進藤委員と3月22日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認定できるものと考えられます。以上でございます。

議 長

はい。事務局の調査によれば、申請内容に問題はないということですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員より意見をいただきたいと思えます。

最初に、申請番号1番につきまして、岩永澄雄推進委員よりお願いします。

岩永澄雄  
推進委員

3月22日に■■■■と現地確認して、ただいま説明した通りであります。問題ないと思えます。以上です。

議 長

はい。次に、申請番号2番につきまして、進藤茂毅推進委員よりお願いします。

進藤茂毅  
推進委員

3月22日午後、事務局の■■■■さんと同行して現地に確認に行きましたが、大変荒れておりました。以上であります。

議 長

はい。地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

はい。異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に議案第6号、農地法第5条の規定による許可処分の取り消しについての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

はい。それでは、議案第6号、農地法第5条の規定による許可の取消願がありましたので意見を求めます。15ページになります。

申請番号取消5-3-1番、所在が■■■■字■■■■番地■■■■で地目が田、面積が760㎡です。転用者は■■■■の■■■■の■■■■氏で、申請地は一般住宅用地として平成8年5月9日に許可したところであり、取消理由ですが、許可後、帰郷して家を建てる予定でありましたが、都合によりできなくなったため、今回、取消し願を提出したということであり、現在は父である■■■■さんが田として利用しているということであり、

続きまして、申請番号取消5 - 1 - 38 番、所在が■■■字■■■番地■■■で、地目が田、面積が317㎡、転用者は■■■氏で、一般住宅用地として前回総会の3月7日の総会において承認され、許可したところですが、許可後、土地を購入し個人住宅を建築する予定であったが、売買が不成立となったため、今回の取消し願いが提出されたものです。以上でございます。

議 長

この件について、ご意見・ご異議はありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。

よって、本案は、原案のとおり許可を取り消すことに決しました。

次に、議案第7号、下限面積の設定についての審議を行います。

事務局から提案します。

事務局

議案第7号です。議案書16ページになります。

今回の提案につきましては、まず、農地法の規定により、「農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できる。」こととなっています。

別段の面積の設定においては、農地法施行規則第17条第1項によるものと第2項によるものがあります。

第1項の規定であります、一つ目は設定区域はおおむね同一の区域であることでありますので、旧市町村ごとに高田、真玉、香々地の3地区で設定しております。それから、次に別段面積の単位は10a以上として10の整数倍で設定することということであります。

それから三番目ですけれども定めようとする面積より小さい面積で営農する農業者が地域全体の農業者の概ね4割を下回らないようにすることとなっております。

現在の豊後高田市の別段面積の算定方法は、2015年農林業センサスの数値を引用し算定したものであります。今回の提案では、「農地法施行規則第17条第1項にかかる現行の下限面積、高田区域が50アール、真玉・香々地区域それぞれ30アールとなっていますが、この修正は行わない。」という方針としております。理由としては、2015年農林業センサスで「区域ごとの下限面積未滿の農地を耕作する農家が、別紙の検討資料の中の割合がいずれの区域においても40%を超えないため。」であります。従いまして、現行通りで提案させていただきます。

続きまして第2項の規定ですが、平成27年3月の総会で、本規定を準用し、「豊後高田市空き家バンク」に登録されている空き家等の所有者が所有する遊休農地で、あらかじめ農業委員会の区域指定(地番指定)を受けた農

議 長	<p>地について、1アール以上で取得が可能とすることで提案し、承認され継続して運用していますが、今回の提案は、空き家に付随する遊休農地の面積が1アール未満の場合はその面積とすることを追加で提案するものでございます。以上でございます。</p> <p>はい。ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり設定することに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、報告事項であります。(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたのでご報告いたします。17ページからになります。</p> <p>まず、届出番号1番、所在、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>字<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>番地<span style="background-color: black; color: black;">■</span>外<span style="background-color: black; color: black;">■</span>筆で、地目が田で、合計面積が1,337㎡。</p> <p>続きまして、届出番号2番、所在、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>字<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>番地<span style="background-color: black; color: black;">■</span>外<span style="background-color: black; color: black;">■</span>筆で、地目が田で、合計面積が5,628㎡です。</p> <p>18ページにいきまして、届出番号3番、所在、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>字<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>番地<span style="background-color: black; color: black;">■</span>外<span style="background-color: black; color: black;">■</span>筆で、地目が畑で、合計面積が2,790㎡です。</p> <p>以上の3件はいずれも貸人が大分県農業農村振興公社で、借人が<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>の<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>氏で、解約事由は借人の都合によるものであります。以上です。</p>
議 長	<p>はい、この件について、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>ないようですので、次に、報告事項(2)農業用施設の届出について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>はい。報告事項(2)の農業用施設について次のとおり届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>届出番号1番、所有者は<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>の<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>氏、設置者は<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>の<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>氏です。所在は<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>字<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>番地<span style="background-color: black; color: black;">■</span>、地目が畑、面積が1,144㎡、うち96㎡に施設面積が<span style="background-color: black; color: black;">■■</span>㎡の農業用倉庫を建築します。着工予定日が4月3日から、完了予定日は6月30日となっています。なお、所有者と設置者は<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span></p>

議 長	<p>■にあります。以上であります。</p> <p>この件について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、平成 31 年度豊後高田市農業委員会第 1 回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前10時39分 平成31年 4 月 8 日</p>